

第2期諫早市中心市街地活性化基本計画 新旧対照表（傍線赤文字部分は変更箇所）

変 更 後					変 更 前				
1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針 略					1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針 略				
2. 中心市街地の位置及び区域 略					2. 中心市街地の位置及び区域 略				
3. 中心市街地の活性化の目標 略					3. 中心市街地の活性化の目標 略				
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項 [ 1 ] 略 [ 2 ] 具体的事業の内容 ( 1 ) 略 ( 2 ) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業					4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項 [ 1 ] 略 [ 2 ] 具体的事業の内容 ( 1 ) 略 ( 2 ) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 栄町東西街区第一種市街地再開発事業 (略)	(略)	(略)	(略)		【事業名】 栄町東西街区第一種市街地再開発事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 道路事業 市道諫早公園前線外2路線 (略)	(略)	(略)	(略)		【事業名】 道路事業 市道諫早公園前線外2路線 (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 公園事業 上山公園(諫早公園広場) (略)	(略)	(略)	(略)		【事業名】 公園事業 上山公園(諫早公園広場) (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 高質空間形成施設 高城回廊 (略)	(略)	(略)	(略)		【事業名】 高質空間形成施設 高城回廊 (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 諫早駅東地区第二種市街地再開発事業(棟) (略)	(略)	(略)	(略)		【事業名】 諫早駅東地区第二種市街地再開発事業(棟) (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 諫早駅東地区第二種市街地再開発事業(-1棟) (略)	(略)	(略)	(略)		【事業名】 諫早駅東地区第二種市街地再開発事業(-1棟) (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 諫早駅東地区第二種市街地	(略)	(略)	(略)		【事業名】 諫早駅東地区第二種市街地	(略)	(略)	(略)	

再開発事業（ -2 棟） （略）					再開発事業（ -2 棟） （略）				
【事業名】 交流広場整備事業	諫早市	【位置づけ】 交流広場を整備することにより、市内外の人が交流することの出来る空間とする。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(諫早駅周辺地区)) [国土交通省]		【事業名】 交流広場整備事業	諫早市	【位置づけ】 交流広場を整備することにより、市内外の人が交流することの出来る空間とする。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(諫早駅周辺地区)) [国土交通省]	
【内容】 交流空間(全天候型)		【必要性】 「ひとが集うまち」を目標とする中心市街地活性化には必要な事業である。	【実施時期】 平成 29 ~ 30 年度		【内容】 交流空間(全天候型)		【必要性】 「ひとが集うまち」を目標とする中心市街地活性化には必要な事業である。	【実施時期】 平成 29 ~ 30 年度	
【実施時期】 平成29 ~ <u>32</u> 年度					【実施時期】 平成29 ~ <u>33</u> 年度				
【事業名】 諫早駅自由通路整備事業	諫早市	【位置づけ】 駅東西の連絡性を向上させ、誰もが利用しやすい空間 づくりを行い、使いやすさと楽しさを兼ね備えた交流通路とする。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(諫早駅周辺地区)) [国土交通省]		【事業名】 諫早駅自由通路整備事業	諫早市	【位置づけ】 駅東西の連絡性を向上させ、誰もが利用しやすい空間 づくりを行い、使いやすさと楽しさを兼ね備えた交流通路とする。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(諫早駅周辺地区)) [国土交通省]	
【内容】 諫早駅の東口と西口を連絡する自由通路の整備 L = 80m、 W = 8m		【必要性】 「ひとが集うまち」を目標とする中心市街地活性化には必要な事業である。	【実施時期】 平成 27 ~ <u>30</u> 年度		【内容】 諫早駅の東口と西口を連絡する自由通路の整備 L = 80m、 W = 8m		【必要性】 「ひとが集うまち」を目標とする中心市街地活性化には必要な事業である。	【実施時期】 平成 27 ~ <u>29</u> 年度	
【実施時期】 平成 27 ~ 33 年度					【実施時期】 平成 27 ~ 33 年度				
【事業名】 諫早駅交通広場整備事業	諫早市	【位置づけ】 県央の交通結節点として、各交通機関への乗り継ぎや送迎に便利で、誰もが利用しやすい空間づくりを行い、また、県央地域や島原半島の玄関口として、市民が誇りに思うことができる良好で快適な都市景観を持つ空間づくりを行う。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(諫早駅周辺地区)及び道路事業(街路)) [国土交通省]		【事業名】 諫早駅交通広場整備事業	諫早市	【位置づけ】 県央の交通結節点として、各交通機関への乗り継ぎや送迎に便利で、誰もが利用しやすい空間づくりを行い、また、県央地域や島原半島の玄関口として、市民が誇りに思うことができる良好で快適な都市景観を持つ空間づくりを行う。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(諫早駅周辺地区)及び道路事業(街路)) [国土交通省]	
【内容】 バスターミナル機能や現状不足している一般車乗降場、タクシー待機場、環境空間等を整備する		【必要性】 「ひとが集うまち」を目標とする中心市街地活性化には必要な事業である。	【実施時期】 平成 27 ~ 30 年度		【内容】 バスターミナル機能や現状不足している一般車乗降場、タクシー待機場、環境空間等を整備する		【必要性】 「ひとが集うまち」を目標とする中心市街地活性化には必要な事業である。	【実施時期】 平成 27 ~ 30 年度	
【実施時期】 平成 27 ~ <u>34</u> 年度					【実施時期】 平成 27 ~ <u>33</u> 年度				
【事業名】 諫早駅情報発信等多目的床整備事業 （略）	（略）	（略）			【事業名】 諫早駅情報発信等多目的床整備事業 （略）	（略）	（略）		
【事業名】 諫早駅東連絡通路整備事業	諫早市	【位置づけ】 諫早駅東口において、西友や永昌東町商店街の方面へのアク	【支援措置】 社会資本整備総合交付金(都市再		【事業名】 諫早駅東連絡通路整備事業	諫早市	【位置づけ】 諫早駅東口において、西友や永昌東町商店街の方面へのアク	【支援措置】 社会資本整備総合交付金(都市再	



【内容】 諫早駅から西友方面に連絡する陸橋（歩道）の整備		セスを向上させ、商店街への回遊性の向上や歩行者の安全を確保する。	生整備計画事業（諫早駅周辺地区） [国土交通省]	
【実施時期】 平成27～ <u>33</u> 年度		【必要性】 「ひとが集うまち」を目標とする中心市街地活性化には必要な事業である。	【実施時期】 平成27～30年度	

【内容】 諫早駅から西友方面に連絡する陸橋（歩道）の整備		セスを向上させ、商店街への回遊性の向上や歩行者の安全を確保する。	生整備計画事業（諫早駅周辺地区） [国土交通省]	
【実施時期】 平成27～ <u>32</u> 年度		【必要性】 「ひとが集うまち」を目標とする中心市街地活性化には必要な事業である。	【実施時期】 平成27～30年度	

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 道路事業 橋梁補修 (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 主要地方道有喜本諫早停車場線交通安全施設等整備事業(栄町工区) (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 一般国道207号電線共同溝整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 市道永昌東栄田線整備事業	諫早市	【位置づけ】 南北方向の自動車交通の円滑な処理を行い、駅と公共公益ゾーンを結ぶ歩行者動線を強化すると同時に、緊急車両の円滑な通行ルートを確認する。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(諫早駅周辺地区)) <u>社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(諫早駅周辺地区)(第2期))</u> [国土交通省]	
【内容】 都市計画道路諫早駅前線に接続する路線の新設 L = 450m、 W = 9.5 ~ 12m 【実施時期】 平成28 ~ 33年度		【必要性】 「ひとが集うまち」を目標とする中心市街地活性化には必要な事業である。	【実施時期】 平成28 ~ 30年度 <u>平成31年度</u>	
【事業名】 <u>諫早駅東地区第二種市街地再開発事業(棟)</u> [再掲]	諫早市	【位置づけ】 諫早駅周辺は県央地域や島原半島の玄関口であることから、これに相応しい商業や業務機能を備えた都市環境を整備する。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(諫早駅周辺地区))	

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 道路事業 橋梁補修 (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 主要地方道有喜本諫早停車場線交通安全施設等整備事業(栄町工区) (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 一般国道207号電線共同溝整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 市道永昌東栄田線整備事業	諫早市	【位置づけ】 南北方向の自動車交通の円滑な処理を行い、駅と公共公益ゾーンを結ぶ歩行者動線を強化すると同時に、緊急車両の円滑な通行ルートを確認する。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(諫早駅周辺地区)) [国土交通省]	
【内容】 都市計画道路諫早駅前線に接続する路線の新設 L = 450m、 W = 9.5 ~ 12m 【実施時期】 平成28 ~ 33年度		【必要性】 「ひとが集うまち」を目標とする中心市街地活性化には必要な事業である。	【実施時期】 平成28 ~ 30年度	
新規追加				

<p><b>【内容】</b> 再開発手法による都市機能の更新。商業、業務施設用床の整備</p> <p><b>【実施時期】</b> 平成 26～33 年度</p>		<p><b>【必要性】</b> 「ひとが集うまち」を目標とする中心市街地活性化には必要な事業である。</p>	<p>区) (第2期)) [国土交通省]</p> <p><b>【実施時期】</b> 平成 31 年度</p>						
<p><b>【事業名】</b> 諫早駅東地区第二種市街地再開発事業( -1 棟) [再掲]</p> <p><b>【内容】</b> 再開発手法による都市機能の更新。住居系や商業、業務施設用床の整備</p> <p><b>【実施時期】</b> 平成 26～33 年度</p>	諫早市	<p><b>【位置づけ】</b> 諫早駅周辺は県央地域や島原半島の玄関口であることから、これに相応しい商業や業務機能を整備する。また、従前権利者が居住する住居等を整備し、中心市街地内居住人口の確保を図る。</p> <p><b>【必要性】</b> 「ひとが集うまち」を目標とする中心市街地活性化には必要な事業である。</p>	<p><b>【支援措置】</b> 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(諫早駅周辺地区)(第2期)) [国土交通省]</p> <p><b>【実施時期】</b> 平成 31 年度</p>		新規追加				
<p><b>【事業名】</b> 諫早駅東地区第二種市街地再開発事業( -2 棟) [再掲]</p> <p><b>【内容】</b> 再開発手法による都市機能の更新。駐車場や商業、業務施設用床の整備</p> <p><b>【実施時期】</b> 平成 26～33 年度</p>	諫早市	<p><b>【位置づけ】</b> まちの魅力と利便性を向上させるために、収容力の高い立体式駐車場を整備する。</p> <p><b>【必要性】</b> 「ひとが集うまち」を目標とする中心市街地活性化には必要な事業である。</p>	<p><b>【支援措置】</b> 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(諫早駅周辺地区)(第2期)) [国土交通省]</p> <p><b>【実施時期】</b> 平成 31 年度</p>		新規追加				
<p><b>【事業名】</b> 交流広場整備事業 [再掲]</p> <p><b>【内容】</b> 交流空間(全天候型)</p> <p><b>【実施時期】</b> 平成 29～32 年度</p>	諫早市	<p><b>【位置づけ】</b> 交流広場を整備することにより、市内外の人が交流することの出来る空間とする。</p> <p><b>【必要性】</b> 「ひとが集うまち」を目標とする中心市街地活性化には必要な事業である。</p>	<p><b>【支援措置】</b> 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(諫早駅周辺地区)(第2期)) [国土交通省]</p> <p><b>【実施時期】</b> 平成 31 年度</p>		新規追加				
<p><b>【事業名】</b> 諫早駅自由通路整備事業 [再掲]</p>	諫早市	<p><b>【位置づけ】</b> 駅東西の連絡性を向上させ、誰もが利用しやすい空間づくりを行い、使いやすさと楽しさ</p>	<p><b>【支援措置】</b> 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業</p>		新規追加				

<p>【内容】 諫早駅の東口と西口を連絡する自由通路の整備 L = 80m、 W = 8m 【実施時期】 平成 27～33 年度</p>		<p>を兼ね備えた交流通路とする。 【必要性】 「ひとが集うまち」を目標とする中心市街地活性化には必要な事業である。</p>	<p>( 諫早駅周辺地区 ) ( 第 2 期 ) [ 国土交通省 ] 【実施時期】 平成 31 年度</p>						
<p>【事業名】 諫早駅交通広場整備事業 [ 再掲 ] 【内容】 バスターミナル機能や現状不足している一般車乗降場、タクシー待機場、環境空間等を整備する 【実施時期】 平成 27～34 年度</p>	諫早市	<p>【位置づけ】 県央の交通結節点として、各交通機関への乗り継ぎや送迎に便利で、誰もが利用しやすい空間づくりを行い、また、県央地域や島原半島の玄関口として、市民が誇りに思うことができる良好で快適な都市景観を持つ空間づくりを行う。 【必要性】 「ひとが集うまち」を目標とする中心市街地活性化には必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金( 都市再生整備計画事業 ( 諫早駅周辺地区 ) ( 第 2 期 ) 及び道路事業 ( 街路 ) ) 【実施時期】 平成 31 年度</p>		新規追加				
<p>【事業名】 諫早駅東連絡通路整備事業 [ 再掲 ] 【内容】 諫早駅から西友方面に連絡する陸橋 ( 歩道 ) の整備 【実施時期】 平成 27～33 年度</p>	諫早市	<p>【位置づけ】 諫早駅東口において、西友や永昌東町商店街の方面へのアクセスを向上させ、商店街への回遊性の向上や歩行者の安全を確保する。 【必要性】 「ひとが集うまち」を目標とする中心市街地活性化には必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金( 都市再生整備計画事業 ( 諫早駅周辺地区 ) ( 第 2 期 ) ) [ 国土交通省 ] 【実施時期】 平成 31 年度</p>		新規追加				

( 3 ) 略  
( 4 ) 略

5 . 都市福利施設を整備する事業に関する事項  
略

6 . 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項  
略

7 . 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項  
[ 1 ] 略  
[ 2 ] 具体的事業の内容  
( 1 ) 略

( 3 ) 略  
( 4 ) 略

5 . 都市福利施設を整備する事業に関する事項  
略

6 . 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項  
略

7 . 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項  
[ 1 ] 略  
[ 2 ] 具体的事業の内容  
( 1 ) 略



(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 栄町東西街区第一種市街地再開発事業〔再掲〕 (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 まちづくり協定支援事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 中心市街地賑わい創出支援事業  【内容】 お茶の間通りおもてなし事業、秋の街なみ美術展、 <u>諫早</u> グルメフェスティバル、いさはや灯りファンタジア、 <u>ノーベンパーフェスト</u>  【実施時期】 平成11年～	永昌東町商店街協同組合、 諫早市中心市街地商店街協同組合連合会、 (株)まちづくり諫早	【位置づけ】 平成11年度より実施している事業であり、賑わい創出に効果をあげている。 「賑わうまち」を実現するための事業として位置づける。  【必要性】 これまでの成果を踏まえ、継続的に実施する必要があると考える事業である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業〔総務省〕 諫早市単独補助事業  【実施時期】 平成11年～	
【事業名】 のんのこ諫早まつり (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 中心市街地夏祭り支援事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 いさはや万灯川まつり (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 諫早つつじ祭り (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 宿泊観光促進支援事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 いさはやエコフェスタ事業(生活排水対策啓発事業)	(略)	(略)	(略)	

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 栄町東西街区第一種市街地再開発事業〔再掲〕 (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 まちづくり協定支援事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 中心市街地賑わい創出支援事業  【内容】 お茶の間通りおもてなし事業、街なみ美術展、 <u>グルメフェスティバル</u> 、いさはや灯りファンタジア、  【実施時期】 平成11年～	永昌東町商店街協同組合、 諫早市中心市街地商店街協同組合連合会、 (株)まちづくり諫早	【位置づけ】 平成11年度より実施している事業であり、賑わい創出に効果をあげている。 「賑わうまち」を実現するための事業として位置づける。  【必要性】 これまでの成果を踏まえ、継続的に実施する必要があると考える事業である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業〔総務省〕 諫早市単独補助事業  【実施時期】 平成11年～	
【事業名】 のんのこ諫早まつり (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 中心市街地夏祭り支援事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 いさはや万灯川まつり (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 諫早つつじ祭り (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 宿泊観光促進支援事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 いさはやエコフェスタ事業(生活排水対策啓発事業)	(略)	(略)	(略)	

(略)				
【事業名】 いさはや Third Place 創 出事業 [再掲] (略)	(略)	(略)	(略)	

- (2) 略  
(3) 略  
(4) 略

8. 4 から 7 までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項  
略

4 から 8 までに掲げる事業及び措置の実施箇所  
略

9. 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 略

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 諫早市中心市街地活性化協議会

(略)

諫早市中心市街地活性化協議会 構成員 名簿

	区分	法令根拠(第15条)	所属団体	所属団体役職
1	協議会を組織できる者	第1項(商業系)	諫早商工会議所	会頭
2			諫早商工会議所	専務理事
3		第1項(市街地系)	(株)まちづくり諫早	代表取締役
4	商業活性化	第4項(商業者)	諫早市栄町商店街協同組合	理事長
5			諫早市永昌東町商店街協同組合	副理事長
6			天満町商工振興会	会長
7	公共交通機関	第4項(交通事業者)	九州旅客鉄道(株)諫早駅	駅長
8			島原鉄道(株)	常務取締役
9			長崎県交通局	営業部長
10	市街地の整備改善	第4項(元地権者)	(有)観光ホテル道具屋	代表取締役
11	住民代表	第4項(住民代表)	栄町町内会	町内会長
12			いさはや国際交流センター	事務局
13			元諫早地域審議会	元会長
14	地域経済代表	第8項(地域経済)	日本郵便(株)諫早郵便局	局長
15			諫早銀行協会	会長
16			(一社)諫早青年会議所	理事長
17			(一社)諫早観光物産コンベンション協会	会長
18	開発・整備	第8項(不動産業者)	(公社)長崎県宅地建物取引業協会諫早支部	支部長
19	医療・福祉	第8項(福祉ボランティア)	天満太鼓	指導者
20			高齢者福祉施設	代表者
21	有識者	第8項(学識経験者)	長崎ウエスレヤン大学	学長
22			長崎県よろず支援拠点	コーディネーター

(略)				
【事業名】 いさはや Third Place 創 出事業 [再掲] (略)	(略)	(略)	(略)	

- (2) 略  
(3) 略  
(4) 略

8. 4 から 7 までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項  
略

4 から 8 までに掲げる事業及び措置の実施箇所  
略

9. 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 略

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 諫早市中心市街地活性化協議会

(略)

諫早市中心市街地活性化協議会 構成員 名簿

	区分	法令根拠(第15条)	所属団体	所属団体役職
1	協議会を組織できる者	第1項(商業系)	諫早商工会議所	会頭
2			諫早商工会議所	専務理事
3		第1項(市街地系)	(株)まちづくり諫早	代表取締役
4	商業活性化	第4項(商業者)	諫早市栄町商店街協同組合	理事長
5			諫早市永昌東町商店街協同組合	副理事長
6			天満町商工振興会	会長
7	公共交通機関	第4項(交通事業者)	九州旅客鉄道(株)諫早駅	駅長
8			島原鉄道(株)	常務取締役
9			長崎県交通局	営業部長
10	市街地の整備改善	第4項(元地権者)	(有)観光ホテル道具屋	代表取締役
11	住民代表	第4項(住民代表)	栄町自治会	自治会長
12			いさはや国際交流センター	事務局
13			元諫早地域審議会	元会長
14	地域経済代表	第8項(地域経済)	日本郵便(株)諫早郵便局	郵便担当局長
15			諫早銀行協会	会長
16			(一社)諫早青年会議所	理事長
17			(一社)諫早観光物産コンベンション協会	会長
18	開発・整備	第8項(不動産業者)	(公社)長崎県宅地建物取引業協会諫早支部	支部長
19	医療・福祉	第8項(福祉ボランティア)	天満太鼓	指導者
20			高齢者福祉施設	代表者
21	有識者	第8項(学識経験者)	長崎ウエスレヤン大学	学長
22			長崎県よろず支援拠点	コーディネーター

23	地域メディア	第8項(メディア)	諫早ケーブルメディア(株)	代表取締役
24	環境・コミュニティ	第8項(コミュニティ)	諫早カッパ協会	会長
25			諫早図書館友の会	副会長
26	行政	第4項(国)	国土交通省九州地方整備局長崎河川国道事務所	副所長
27		第4項(市町村)	諫早市商工振興部	部長

オブザーバー

1	関係行政機関等	第7項関係	中小企業基盤整備機構高度化事業部まちづくり推進室	室長
2			九州経済産業局産業部流通・サービス産業課	課長
3			九州地方整備局建政部都市整備課	課長
4			長崎県産業労働部経営支援課	課長

	削除			
--	----	--	--	--

(2) 諫早市中心市街地活性化協議会開催概要

開催日	議題
平成24年5月23日	・第2期諫早市中心市街地活性化基本計画について
平成24年11月6日	・栄町東西街区市街地再開発事業について ・諫早市中心市街地活性化基本計画の変更、追加について ・第2期諫早市中心市街地活性化基本計画について
平成25年12月16日	・第2期諫早市中心市街地活性化基本計画について
平成26年1月17日	・第2期諫早市中心市街地活性化基本計画について
平成26年4月25日	・第2期諫早市中心市街地活性化基本計画の変更について ・国の中心市街地活性化に向けた方向性と支援策について
平成26年10月3日	・第2期諫早市中心市街地活性化基本計画の変更について
平成27年8月31日	・第2期諫早市中心市街地活性化基本計画の変更について
平成29年3月21日	・第2期諫早市中心市街地活性化基本計画の変更及び進捗状況について
平成30年3月19日	・第2期諫早市中心市街地活性化基本計画の変更及び進捗状況について
平成30年8月20日	・第2期諫早市中心市街地活性化基本計画の変更について
平成31年3月28日	・第2期諫早市中心市街地活性化基本計画の変更について ・基本計画の各種事業実施状況並びに目標達成状況について ・今後の諫早市中心市街地活性化に対する意見について

(3) 略

[3] 略

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項  
略

23	地域メディア	第8項(メディア)	諫早ケーブルテレビジョン放送(株)	代表取締役
24	環境・コミュニティ	第8項(コミュニティ)	諫早カッパ協会	会長
25			諫早図書館友の会	副会長
26	行政	第4項(国)	国土交通省九州地方整備局長崎河川国道事務所	副所長
27		第4項(市町村)	諫早市商工振興部	部長

オブザーバー

1	関係行政機関等	第7項関係	中小企業基盤整備機構九州支部本部地域振興課	課長
2			九州経済産業局産業部流通・サービス産業課	課長
3			九州地方整備局建政部都市住宅整備課	課長
4			長崎県産業労働部経営支援課	課長

アドバイザー

1	関係行政機関等	第7項関係	中小企業基盤整備機構九州支部地域振興課	中心市街地活性化サブマネージャー
---	---------	-------	---------------------	------------------

(2) 諫早市中心市街地活性化協議会開催概要

開催日	議題
平成24年5月23日	・第2期諫早市中心市街地活性化基本計画について
平成24年11月6日	・栄町東西街区市街地再開発事業について ・諫早市中心市街地活性化基本計画の変更、追加について ・第2期諫早市中心市街地活性化基本計画について
平成25年12月16日	・第2期諫早市中心市街地活性化基本計画について
平成26年1月17日	・第2期諫早市中心市街地活性化基本計画について
平成26年4月25日	・第2期諫早市中心市街地活性化基本計画の変更について ・国の中心市街地活性化に向けた方向性と支援策について
平成26年10月3日	・第2期諫早市中心市街地活性化基本計画の変更について
平成27年8月31日	・第2期諫早市中心市街地活性化基本計画の変更について
平成29年3月21日	・第2期諫早市中心市街地活性化基本計画の変更及び進捗状況について
平成30年3月19日	・第2期諫早市中心市街地活性化基本計画の変更及び進捗状況について
平成30年8月20日	・第2期諫早市中心市街地活性化基本計画の変更について
新規追加	

(3) 略

[3] 略

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項  
略



11. その他中心市街地の活性化のための必要な事項  
略

12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	意義・・・「1. [5]」(p45)に記載。 目標・・・「3.」(p56)に記載。
	認定の手續	中心市街地活性化協議会の意見 ・・・「9. [2] (3)」(p118~120)に記載。
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	「2. [1~2]」(p49、50)に記載。
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	「9.」(p115~122)に記載。
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	「10.」(p123~125)に記載。
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	「11.」(p126~128)に記載。
第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	中心市街地の活性化を実現するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	3つの目標に必要な事業を「4.」から「8.」(p77~113)に記載。
	基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	「3. [4]」(p58~73)で合理的に説明。
第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	事業主体が特定されている事業は「4.」から「8.」(p77~113)に記載。 なお、特定されていない事業は関係者と協議のうえ決定、特定される見込みが高い。
	事業の実施スケジュールが明確であること	全ての事業について計画期間内に完了若しくは着手できる見込み。

11. その他中心市街地の活性化のための必要な事項  
略

12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	意義・・・「1. [5]」(p45)に記載。 目標・・・「3.」(p56)に記載。
	認定の手續	中心市街地活性化協議会の意見 ・・・「9. [2] (3)」(p115~117)に記載。
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	「2. [1~2]」(p49、50)に記載。
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	「9.」(p106~119)に記載。
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	「10.」(p120~122)に記載。
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	「11.」(p123~125)に記載。
第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	中心市街地の活性化を実現するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	3つの目標に必要な事業を「4.」から「8.」(p77~104)に記載。
	基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	「3. [4]」(p58~73)で合理的に説明。
第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	事業主体が特定されている事業は「4.」から「8.」(p77~104)に記載。 なお、特定されていない事業は関係者と協議のうえ決定、特定される見込みが高い。
	事業の実施スケジュールが明確であること	全ての事業について計画期間内に完了若しくは着手できる見込み。